

令和5年度 香美市の国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

会議の日時	令和6年1月30日(火) 18:30~20:30
会議の場所	香美市役所5階 委員会室3
出席の委員	9名
欠席の委員	なし
香美副市長	村上 真祥
事務局	萩野 貴子、岡村 有希子、徳久 智哉
傍聴者	なし
議 題	(1) 令和6年度香美市国民健康保険事業計画について (2) 第3期香美市保健事業実施計画(データヘルス計画)・ 第4期香美市特定健康診査等実施計画について (3) 令和6年度国民健康保険税の課税限度額について
報 告	県内国保の保険料水準統一について 産前産後期間の国民健康保険税の減免制度について 令和6年度国保特別会計予算(案)について 香美市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の任期について

議事の経過

【18:30 開会】

○事務局 香美市国民健康保険規則第11条第2項の規定により、会長に議長をお願いします。

○議長 あいさつ

それでは、ただいま全員の委員さんが出席されておりますので、香美市国民健康保険規則第7条の規定により、本日の会議は成立しております。

《議事録署名委員の指名》

《会議の公開、会議結果の公表の決定》

○議長 それでは、議事に移ります。

○議長 まず、議事1の令和6年度香美市国民健康保険事業計画について審議します。  
事務局の説明を求めます。

○事務局 令和6年度香美市国民健康保険事業計画(案)について説明する。

○議長 事務局の説明が終わりましたが、ご意見、疑問点等ございませんでしょうか。

○委員 令和12年まで保険料水準の統一に向けて取り組みを進めるとあるが、国の医療

費・報酬改定等と関係性はありますか。

○事務局 関係が全くないわけではないが、本計画は香美市が行うべき事業の計画となるため、国が行う医療費・報酬改定等は記載していない。現実的には、国保は歳出が決まっており、大きく占めるものが医療費となる。改定の影響も考慮はする必要もあるが、来年度においては計画変更の必要はないと考えている。

○委員 わかりました。

○委員 少し流れとは異なるかもしれないが、資料の3Pの3 (1) 保険給付にある適正化計画ウにある後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を記載したジェネリック医薬品差額通知をだいぶ前から送っていただいております。通知を薬局に持ってこられる方もいらっしゃるのですが、持ってきていただいてもなかなか変更が難しいという現状があります。報道でもある程度は出ているとは思いますが、ジェネリック医薬品に関しては、数年から起きている不祥事ですとか、震災等を受けての製造ラインが非常に厳しくなっていて、なんでもかんでも作るというのではなくて、できるだけ一本化するとか。それから、ジェネリックメーカーというのも、作っていたものを作らずに、権利を他に譲渡して生産ラインをかなりタイトにできています。なので、ご提案いただいても、薬局のほうも対応しづらいというところもあります。発注をかけても、その銘柄が来ないということも多々ありまして。なので、この通知を従来通り送っていただいても、どれくらい成果があるのかということもある。今までどおりにはいかないのかなど。

あと、別の問題ですが、今回の石川県の震災のように、災害時にお薬というのは結構あとのほうから入ってくるものでして、やはり物資というのは食料品ですとかお水ですとか生活に深くかかわるものから入ってくるという傾向がありまして、お薬も手持ちのお薬をあまり削らないようにしたほうがいいのではないかとこの考えもあります。2週間分の薬を持っているから、処方しないのではなく、その薬はいざというときにとっておいて、というような指導をしているところもあると思います。これはドクターとか薬局によって、香美市内でもバラバラなんじゃないかなど。ある程度統一を図ることができたら、その部分で無駄な医療費を使わずに済む方向に持っていけるんじゃないかなと思います。ちょっと狙いと違うところかと思いますが。以上です。

○事務局 それぞれの立場でもお話を聞かせていただくことが本当にありがたいです。国の施策として交付金等のポイントになる部分もある。お薬も、切れてしまうと命に係わることもある。そのあたりも、ご意見を教えてもらいながら勉強していく必要がある。貴重なご意見をありがとうございました。

○議長 他にご意見はありますか。

○委員 3のエ 重複・多剤服薬のところなんですけど、これはなにかシステムで感知でき

るようになっているんですか。

○事務局 病院にかかると診療報酬明細（レセプト）を作成されるが、病院からのレセプトを国保連合会にて集約していただいております、同じような薬が出ている方のリストを作ってくださいようになっています。抽出もされて、その方に対して市が介入してくことになりません。

○委員 現実的な話で、昔の基準で薬をずっと処方されていたが、とある薬局に行ったら今は必要ないことが分かって減らしてもらった。そういった形で、細かく必要のあるものないものを確認すればよいのでは。薬事審議会です新しく決まったことなど、薬剤師さんは気づいても、市役所からの通達とかは来ないので、そういったシステムは確立してないのかなと思う。

○事務局 システムでは詳しい病名等を見ているわけではなく、あくまで多重で出ている方を抽出しており、薬剤師のいない市役所ではなかなか説明が難しい。できれば、その通知を持って、かかりつけの薬局さんに相談いただけないかとか、お薬手帳を複数持っていないか確認するなど基本的なことしかできない。まずはかかりつけのお医者さんや薬剤師さんにお薬手帳をもって、相談してほしい。

○委員 ジェネリック推奨なんですけど、これは患者本位か国策で勧めているのか。ジェネリックだと副作用が大きすぎて・・・。お医者さんだったらわかると思うが、本来の薬とは違うものですね。特許の切れたとある部分を使っているのであって。それで、効かない薬を飲みなさい。数値の悪くなる薬を飲みなさい。と言われると被保険者としてはちょっと。お医者さんのほうがしっかりしてくれているからいいものの、被保険者からするとジェネリックジェネリックといたずらに勧められても・・・。副作用の強いもの等に関しては、もっと大きい視点で審議していただきたい。

○委員 少しお答えできることがありますので、お答えします。私見もありますが。まず、エの重複等服薬通知に関しては、おそらく病名までは掘り下げているものはないです。実際に見せていただいたことがあります、それぞれ違う病名として処方されており、おそらく両方とも必要な薬でした。なので、これはすごく細かいところまで見ているものではないかなと思います。なので、聞きに来ていただいたらご説明するようになると思います。

それから、ジェネリックについては、確かに国の目標というところもありまして、強くお勧めしていた時期もありますが、その時期も患者さんのご希望に沿ってお作りするようになっています。国の方針によって、強く言われることもあるかとも思いますが、最終的には選んでいただくのはお客様に委ねております。なので、どちらを選んでも薬局としては問題ないかと思えます。

○議長 ありがとうございます。他にご意見はありますか。

- 委員 2Pのマイナンバーカードと保険証の一体化について、今年の12月になりますよね。これはどれくらいの方が、利用してるんです？
- 事務局 令和6年12月1日施行のマイナ保険証ですけれども、今年の8月も保険証を発行して、1年間有効の保険証が届くので、12月2日の段階でも従来の保険証は持っている状態です。持っている保険証が使えなくなるということはありません。ただ、12月以降は新たな保険証の発行はなくなるというイメージです。ただ令和7年の7月からの保険証は出ないので、その時には保険証はないですが、その代わりに国がいうのは資格確認書という保険証に代わる資格を確認できるものを皆さんにお配りする。すごくわかりづらいが、紙の保険証がなくなってもマイナ保険証を持ってない人は、資格確認書というものがお手元に届きます。
- 委員 わかりました。私事ですが、病院にいったときマイナ保険証で受診している人が少なく感じる。大きな病院でも、マイナ保険証の機械はほとんど使っていないように見えるので、その辺はどうなるんでしょうね。
- 事務局 香美市としてできることは、国の施策に対して、被保険者の方が困らないようにすることだと思っている。保険証がいつまで使えるかといった、さっきのような質問に答えていくだけしかない。保険証なくなるけどどうなるんだろうといった声をたくさん聞くが、被保険者の方が医療にかかれぬことのないように、担当は情報収集していつている。市としては、国の施策に対して何かコメントできることはありませんが、しっかりとやっていきたいと思っています。
- 委員 わかりました。
- 議長 関連しまして、医療機関の方にお聞きしたいのですが、マイナンバーで受診するときの、医療機関側のシステムは12月までに県内全ての医療機関で整備されるのだろうか。
- 委員 保険診療をするにあたって、マイナンバーカードで受診できるようなシステムを導入しなさいという国からの通達は去年から来ているのですが、医療施設によっては小さいところやもうすぐ閉院するところとか、そういうところはそういったシステムはとっていません。過渡期といいますか。マイナンバーで受診すると、カルテがすべて電子化されて、すぐにみんなが統一して情報を見れるというシステムをクリニックが全部持っているということはないです。なので、これからまだギクシャクすることもあるかとは思いますが、医療機関にかかれぬということはないのでご安心していただけたらと思います。
- 議長 ありがとうございます。
- 委員 実際、システムの導入費用についてはどうなっているんですか。
- 委員 マイナンバーカードを読み込む機械については補助がでるが、機械をつなぐものなどは全部自腹になるので、機械を導入すると費用はどうしてもかかる。そのため、反対意見もそれなりにでてくる。反対意見があってもそのまま進むのが国の仕事である。泣き寝入り

のようにもなる。

○議長 ありがとうございます。いろいろ貴重なご意見をありがとうございました。他に質問やご意見はございませんでしょうか。

無いようでしたら、「令和6年度香美市国民健康保険事業計画」については、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

《全員頷く》

○議長 では、議事1については、原案どおりとします。

続きまして、議事2の第3期香美市保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期香美市特定健康診査等実施計画についてについて審議します。

事務局より説明を求めます。

○事務局 第3期香美市保健事業実施計画（通称データヘルス計画）（案）、第4期香美市特定健康診査等実施計画（案）について説明する

○委員 それというのも、日本人の平均余命は長いけれどアメリカ人は日本より短い。ほとんどが心臓疾患ですよね。ヘモグロビンの値をみると、向こうは結構肉食だから血管が固くなって、死ぬ人が多い。それは、やっとなら日本から情報発信して、基準が明確になってきているらしいんですよ。それだけ日本とアメリカとで違いがあるということは、それなりに保健指導が効いていることはわかるんですが。あと健康寿命に関しては、保険のほうでは。まああくまで国保だとは思いますが。

○事務局 こちらには詳しくは載っていませんが、健康寿命を延ばしていくことも非常に重要な課題だと考えているので、後期高齢者医療と介護予防の一体的実施という事業が始まっています。香美市でも今年度から取り組み始めまして、後期高齢者と国保と介護保険が連携して、若いうちから健康教室に参加していただいて、少し運動していただいて、介護に繋がらないようにする取り組みをしています。

○議長 その他、質問はございませんか。

○委員 この事業とは関係ないかもしれませんが、最近気温が高く熱中症の人も増えているかと思いますが、その辺の対策はなにかしていますか。

○事務局 国保の事業として、特筆して何かやっていることはありませんが、香美市の国保被保険者にとっても重要なことであるとは理解しています。他の保険の方でもそうですし、後期高齢者にとってもそうだと思います。国保の保健事業というよりは、香美市の全体の保健事業として、市民保険課保険班というよりは健康ヘルスの担当になるかと思っています。先ほども話しましたが、保険班に保健師が配属となったため、そういった部署との連携がしやすくなってきたので、そういう話をいただいたらすぐに反映したいと考えています。国保ではなく市全体の必要なこととして話をしていけたら良いと考えています。こういったことも、

この場で言うだけでいただけたら、担当部署にも繋げますし、それが市役所の仕事だと考えています。

○議長 熱中症に関しては、健康推進課になるかと思います。昨年から7～9月熱中症シェルターを開設するとして、昼間はプラザ八王子にある社会福祉協議会に暑さを避けてくる人には開放するよう言われております。

○議長 それでは、他に質問やご意見はございませんでしょうか。無いようでしたら、「第3期香美市保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期香美市特定健康診査等実施計画」については、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

《全員頷く》

○議長 では、議事2については、原案どおりとします。

続きまして、議事3の令和6年度国民健康保険税の課税限度額について審議します。

事務局より説明を求めます。

○事務局 令和5年度国保税課税限度額について説明する。

○議長 事務局の説明が終わりましたが、ご意見、疑問点等ございませんでしょうか。

○議長 4Pのところですが、超過世帯割合が出ていますが、具体的な世帯数はわかりますか。

○事務局 具体的な世帯数は試算的に難しいところがあるが、単純計算で行くと国保世帯である約4000世帯に割合を掛けた世帯数となります。

○議長 それでは、他に質問やご意見はございませんでしょうか。無いようでしたら、「令和6年度国民健康保険税の課税限度額について」は、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

《全員頷く》

○議長 では、議事3については、原案どおりとします。

以上で諮問を受けた事項の協議を終えますが、投信の文言につきましては、議長に一任していただいてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議長 では、そのようにさせていただきます。

続きまして、報告に移ります。事務局の説明を求めます。

《報告「県内国保の保険料水準統一について」、「産前産後期間の国民健康保険税の減免制度について」、「令和6年度国保特別会計予算(案)について」、「香美市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の任期について」事務局より説明があり、委員から意見が出された。》

○議長 以上で、予定されておりました全ての議事、報告等の協議を終わります。お疲れ様でした。

【 20:30 閉会】